

日本赤十字豊田看護大学 研究倫理審査委員会規程

(設 置)

第1条 日本赤十字豊田看護大学(以下「本学」という。)に、学長直轄のもと日本赤十字豊田看護大学研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定 義)

第2条 この規定における用語の定義は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の定めるところによる。

(目的と対象)

第3条 委員会は、本学の教職員及び大学院生、学部生、非常勤研究員等が実施する人を対象とする研究が、次の各号に掲げる指針等の趣旨にそった倫理的配慮に基づいて適正に行われるよう審査することを目的とする。

- (1) 「ヘルシンキ宣言」に示される倫理規範
 - (2) 厚生労働省・文部科学省・経済産業省による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」
 - (3) 国際看護協会による「看護研究のための倫理指針」
 - (4) 日本看護協会による「看護研究における倫理指針」
- 2 委員会が審査の対象とする研究は、人を対象とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号について審議及び議決を行い、学長に意見を答申する。

- (1) 研究を実施することの倫理的及び科学的見地からの妥当性に関する審査
- (2) 審査を行った研究について、人権保護、期待される利益と予想されるリスクの総合評価に変更が生じる場合に倫理的妥当性及び科学的合理性の観点から必要な調査の実施と学長への報告
- (3) 侵襲を伴い介入を行う研究を実施する場合の研究実施の適正性及び研究結果の信頼性確保(ねつ造、改ざんの有無)のための必要な調査の実施と学長への報告
- (4) 研究倫理意識高揚のための倫理教育・研修の実施
- (5) その他、学長及び委員会が必要と認める事項

(組 織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学長が任命または委嘱する。ただし、複数名の学外者の委嘱を行うこと。

- (1) 医療系から選出された教授
- (2) 人文・社会科学分野などの看護学以外の学識経験者
- (3) 一般市民の意見を反映できる者
- (4) 学長が必要と認めるときは、委員会にその他の職員を加えることができる。
 - 2 学長は、委員会に必要があるときは、臨時委員の委嘱を行うことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が何らかの理由で任期を継続できなくなった場合の補欠委員、また委員を増員した場合の補充人員の任期は、他の委員の残任期間と同じとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、学長が指名し、副委員長は前条の委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、定例及び臨時の委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 議決は全会一致で決する。

(細則の制定)

第9条 委員会の運用細則は、委員会で審議し、学長が別に定める。

(守秘義務)

第10条 研究倫理に関する事項の審議内容及び審査を行った研究内容については、他に漏らしてはならない。

(記録の保存)

第11条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、研究の終了について報告された日から10年間とする。

- 2 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。
- 3 記録、保存または廃棄の手続きは、「学校法人日本赤十字学園文書取扱規程」に準

ずる。

(審査結果の公表)

第12条 委員会による審査の結果、承認となった研究については、本学ホームページに公開することを原則とする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、学務課に置き、この事務を処理する。

(改 廃)

第14条 この規程の改正が必要な場合は、その都度協議し、学長がこれを定める。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要となる事項は、その都度協議し、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。